

木更津市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公表)

第2条 総合教育会議は、会議の開催を事前に公表するものとする。公表は会議のお知らせ（別記様式1）を庁舎内に掲示するとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットを利用する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 総合教育会議は、会議の開会予定時刻30分前から会議を傍聴しようとする者の申込みを受け付けるものとする

2 総合教育会議は、前項の受付の際、木更津市総合教育会議傍聴人受付名簿（別記様式2）の記入を求めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第4条 市長は、会議の都度、会議の開催場所等の規模を勘案して、傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員を定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合であって、総合教育会議が必要と認めるときは、抽選によることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。ただし、総合教育会議が特別の理由により認めた場合は、この限りでない。

- (1) 会議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。
- (7) パーソナルコンピュータ等を持ち込まないこと。

(8) 会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

2 総合教育会議は、前項の規定に従わない者に対し、会議を円滑に進行するための指示をすることができる。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月12日から施行する。

別記第1号様式（第2条）

総合教育会議の開催のお知らせ

会 議 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
議題及び公開又は非公開の別	
非 公 開 の 理 由	
傍 聴 人 の 定 員	
そ の 他 必 要 な 事 項	
主管課等名及びその連絡先	

別記第2号様式（第3条第2項）

木更津市総合教育会議傍聴人受付名簿

開催年月日 年 月 日

開催場所

番 号	氏 名	連 絡 先

※ この名簿は、忘れ物や万が一の事故等の連絡の用に記載いただくものです。この必要がなくなり次第廃棄いたします。